

洲本市町内会設置防犯灯の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内会管理防犯灯に係る管理費補助金交付要綱（平成20年洲本市告示第33号の2。以下「交付要綱」という。）第2条第2号に規定する防犯灯の指定について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、交付要綱で使用する用語の例による。

(指定の基準)

第3条 指定の対象となる防犯灯は、町内会が新設するもので、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 道路照明灯（道路管理者が設置する照明設備をいう。）又は個人の家の門灯（庭灯、軒灯その他これらに類するものを含む。）に該当しないものであること。
- (2) 最も近い既設の防犯灯までの間隔が直線距離で概ね50メートル以上あり、その間に防犯灯に類する照明器具がないこと。ただし、特別の事由があると認められるときは、当該間隔を短縮し、又は延長することができる。
- (3) 設置場所は、原則として県道及び市道上とする。ただし、農道その他の道路に設置する場合は、当該防犯灯の受益が2世帯以上に及ぶものであること。

(指定申請等)

第4条 防犯灯の指定を受けようとする町内会は、新設防犯灯指定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 前項の申請の提出期間は、毎年4月1日から6月末日までの間とする。

3 市長は、第1項の申請を受けたときは、必要に応じて現地調査を行った上で、指定の適否を決定し、その旨を当該町内会に通知するものとする。この場合において、町内会は現地調査に協力するものとする。

(変更等の届出)

第5条 町内会は、防犯灯の移設、形態の変更（同等の性能のものへの更新を除く。）、休止又は廃止をした場合、速やかに防犯灯変更等届出書（様式第2号）により、届け出るものとする。

(届出への対応)

第6条 市長は前条の届出があった場合、必要に応じて現地調査を行う。この場合において、町内会は現地調査に協力するものとする。

2 市長は、前条の届出書の内容に誤りを認めた場合、補正を求めるものとする。

3 市長は、前条の届出書の内容により、防犯灯が指定の基準に該当しなくなると認めた場合は、当該町内会に通知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日において、現に町内会が維持管理する防犯灯として、市が補助金を交付しているものについては、第3条及び第4条の規定にかかわらず、指定防犯灯として取り扱う。